

伊勢市役所からのお知らせ

伊勢市役所課税課固定資産税係 (Tel.0596-21-5532)

償却資産に係る課税標準の特例について

償却資産には固定資産税が軽減されるさまざまな特例措置がありますが、平成 26 年度の税制改正で「わがまち特例」の対象となった主なものは以下のとおりです。

- ① フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定される冷蔵機器及び冷凍機器であって自然冷媒を利用したものに対して講じる償却資産の特例（3 年度分）

対象資産	特例割合	具体的な対象資産
ノンフロン製品	3 / 4	CO ₂ ショーケース、空気冷凍システム等

※対象となるノンフロン製品は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得したもの

- ② 汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例（水質汚濁防止法関係）

対象資産	特例割合	具体的な対象資産
汚水又は廃液処理施設	1 / 3	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等

※対象となる汚水又は廃液処理施設は、平成 28 年 3 月 31 日までに取得したもの

- ③ 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設に係る固定資産税の課税標準の特例

対象資産	特例割合	具体的な対象資産
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1 / 2	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

※対象となる大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設は、平成 28 年 3 月 31 日までに取得したもの

- ④ 土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に係る固定資産税の課税標準の特例

対象資産	特例割合	具体的な対象資産
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1 / 2	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

※対象となる土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設は平成 28 年 3 月 31 日までに取得したもの

製造業、旅館業を営んでいる皆さまへ

伊勢市は、製造業、旅館業の事業者が定められた金額以上の設備投資を行った場合、固定資産税の特例措置がある半島振興対策実施地域です。以下に該当する場合は、ぜひご活用ください。

【特例措置】 定められた金額（取得価額要件）以上の設備を新設、又は増設した場合、対象物件の税率が **1/10**（税率 **1.4%から 0.14%**）になります。

【特例期間】 当該資産に対して、最初に固定資産税が課税される年度から 3 カ年

【取得価額要件】 1 事業年度において新設し、又は増設し、供用開始した事業用設備の取得価額

業種	資本金等	取得価額
製造業	1,000 万円以下 または個人	500 万円以上
	~5,000 万円以下	1,000 万円以上
旅館業	5,000 万円超	2,000 万円以上

【税率が 0.14%になる対象物件】 租税特別措置法第 12 条又は第 45 条に規定されている特別償却の適用を受けることができる「機械及び装置」（中古資産も可）「建物」「建物の建床面積分の土地」

詳しくは、伊勢市ホームページ (<http://www.city.ise.mie.jp>) の固定資産税のページをご覧ください。
または、課税課固定資産税係 (0596-21-5532) までお問い合わせください。